令和6年度　第1回宮崎市障がい者施策推進協議会

令和６年７月１８日（木）１０：００～１２：００
宮崎公立大学 交流センター 多目的ホール
（オンライン併用）

会 議 次 第

１　開会

２　委嘱状交付

３　福祉部長あいさつ

４　会長選出

５　会長あいさつ

６　会議録署名人指名

７　報告
（１）宮崎市障がい福祉関連施策について（令和５年度実績・令和６年度計画）
　　資料１、資料２
（２）宮崎市自立支援協議会について
（３）宮崎市における合理的配慮の理解啓発動画について　資料３

８　その他

９　閉会

宮崎市障害者施策推進協議会条例

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第４項の規定に基づき、宮崎市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　協議会は、委員20人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　障害者

（３）　障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

（４）　関係行政機関の職員

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長の設置及び権限）

第４条　協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、福祉部において処理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成７年11月１日から施行する。